

## 公有財産売却に伴う一般競争入札実施要領

### 1 売払内容

#### (1) 業務名称

救助工作車（平成14年式）売却処分

#### (2) 業務概要

甘木・朝倉消防本部において救助工作車として使用した車両及び資機材の売払いを行うもの。

#### (3) 一般競争入札に付する公有財産の概要

| 物件番号 | 物件名称              | 総排気量  | 初年度登録 | 走行距離      | 予定価格         | 入札保証金    |
|------|-------------------|-------|-------|-----------|--------------|----------|
| 1    | 救助工作車<br>(平成14年式) | 7.96L | 平成14年 | 76,077 km | 500,000<br>円 | 50,000 円 |

備考: 1 「予定価格」とは、あらかじめ組合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は性能維持管理のため増加することがある。

### 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定める甘木・朝倉広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「組合ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 20歳以上の者であること。
- (8) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

### 3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和3年7月14日（水曜日）午後1時から令和3年8月2日（月曜日）午後2時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するK S I官公庁オークションシステム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記（1）の仮申込みの手続きを完了した後、令和3年8月2日（月曜日）午後5時15分までに所定の申込書等により甘木・朝倉消防本部総務課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

#### ① 申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒838-0065 福岡県朝倉市一木18番地20  
甘木・朝倉消防本部 総務課

イ 受付 普通郵便で令和3年8月2日（水曜日）消印有効

#### ② 申込書を持参する場合

ア 受付場所 甘木・朝倉消防本部 総務課

イ 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。）

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・誓約書
- ・個人の場合は、身分証のコピー（公的機関が発行した「運転免許証」「パスポート」等）
- ・法人の場合は、登記事項証明書のコピー

※ 法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

- (3) 受付期間内に申込書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。
- (4) その他
  - ① 申込書は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合のホームページからダウンロードすることができる。
  - ② 申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
  - ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 福岡県朝倉市一木18番地20  
甘木・朝倉消防本部 総務課 電話0946-23-2751

- (2) 期 間 令和3年7月14日(水曜日)午後1時から令和3年8月2日(月曜日)  
午後2時まで

#### 5 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上  
(2) 入札期間 令和3年8月16日(月曜日)午後1時から令和3年8月23日(月曜日)午後1時まで  
(3) 開 札 令和3年8月23日(月曜日)午後1時

#### 6 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税等を含む。)を登録する。なお、この登録は一度しか行うことはできない。  
(2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

#### 7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。  
(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。  
(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。  
(4) 入札保証金には、利息を付さない。  
(5) 落札者が、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は甘木・朝倉広域市町村圏事務組合に帰属する。

#### 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この実施要領で示した競争入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札  
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札  
(3) 組合ガイドラインに記載する無効な入札に該当する者

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約の締結期限

落札者は、令和3年8月30日（月曜日）午後5時15分までに契約を締結しなければならない。

### (2) 契約書の作成の要否

要

### (3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

### (4) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

### (5) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、令和3年9月6日（月曜日）午後2時30分までに売却代金の残金を、一括にて甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の発行する納入通知書または甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が指定する銀行口座への振込みにより納付しなければならない。

また、納付を確認するために領収証の写しを甘木・朝倉消防本部 総務課にファックス送信しなければならない。

○甘木・朝倉消防本部 総務課 ファックス番号 0946-24-1334

## 11 物品の引渡し

物品の引渡しは、次の期間及び場所にて公開したときの状態で引渡すものとする。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合は一切の責任を負わないものとする。

### (1) 引渡期間 令和3年9月13日（月曜日）から令和3年9月24日（金曜日）

時間帯 午前10時から午後3時

（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。）

### (2) 引渡場所 福岡県朝倉市一木18番地20 甘木・朝倉消防本部

## 12 所有権の移転及び名義変更

### (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

### (2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

### (3) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。

- (4) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

### 13 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合は、売払物件の契約不適合責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する課

名 称 甘木・朝倉消防本部 総務課

所在地 〒838-0065 福岡県朝倉市一木18番地20

電 話 0946-23-2751

## インターネット公有財産売却物件・売却日程

### 物件一覧

売却物件の詳細は、K S I 官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページでご確認ください。

物件番号1 『救助工作車（平成14年式）』



公有財産売却日程

| 内容       | 日時   | 備考  |
|----------|--|---|
| 入札参加仮申込み | 令和3年7月14日（水曜日）<br>午後1時から<br>令和3年8月2日（月曜日）<br>午後2時まで  | K S I官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページ上に申込者情報を入力してください。                     |
| 入札参加本申込み | 同 上  | 郵送の場合：令和3年8月2日（月曜日）の消印有効。また、普通郵便で可。<br>持参の場合：窓口時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く） |
| 入札       | 令和3年8月16日（月曜日）<br>午後1時から<br>令和3年8月23日（月曜日）<br>午後1時まで | K S I官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページ上に入札金額を入力してください。                      |
| 落札者の決定   | 入札終了<br>令和3年8月23日（月曜日）<br>午後1時以降                     | 落札者には、落札者として決定された旨を電子メールでお知らせします。   |
| 契約の締結    | 【契約締結期限】<br>令和3年8月30日（月曜日）<br>午後5時15分まで              | 落札者には、電子メールなどで契約締結に関する手続きのご案内をします。  |

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| <p>売却代金の納付</p> | <p>【納付期限】<br/>令和3年9月6日（月曜日）<br/>午後2時30分まで</p>        | <p>次のいずれかの方法によりお振込み下さい。</p> <p>① 売却代金（入札保証金を差し引いた額）の納入通知書を送付しますので、納入通知書を使用してお振込み下さい。</p> <p>② ①の納入通知書を使用できない場合、当組合が指定する銀行口座に売却代金（入札保証金を差し引いた額）をお振込み下さい。</p> <p>※①の納入通知書については、福岡銀行で使用できます。</p> <p>※②の方法で入金する場合は、事前に甘木・朝倉消防本部総務課にご連絡下さい。</p> |
| <p>物件の引渡し</p>  | <p>【引渡し期限】<br/>令和3年9月13日（月曜日）<br/>令和3年9月24日（月曜日）</p> | <p>土日祝日を除き<br/>各日 午前10時00分～<br/>午後3時00分</p>  |

○物件の状態を正確に把握していただくためにも、下見会で現物を確認されることをお勧めします。

下見会日時：令和3年7月26日（月） 10時00分から11時00分

福岡県朝倉市一木18番地20 甘木・朝倉消防本部

※物件の下見ができるのは、下見会のみとなりますのでご注意ください。下見を希望される方は事前に甘木・朝倉消防本部総務課まで連絡してください。

○入札保証金の納付方法は「クレジットカードによる納付」のみです。上記参加申込期間中に当システム上の所定の手続きに従って納付してください。

○その他注意事項

- (1) 入札に当たっては、消費税及び地方消費税相当額並びに自動車リサイクル料金を含めた金額で入札すること。
- (2) 入札対象物品について確認したい事項がある場合は、下見会において、直接担当者に確認すること。  
なお、入札対象物品について、経年劣化、キズ、不具合箇所等があった場合でも、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合は契約不適合責任を負わない。
- (3) 落札した物品の引き取り・処分等については、関係法令等を遵守すること。
- (4) 落札した物品の引き取りについては、事前に甘木・朝倉広域消防本部総務課担当者と打合せすること。

このページについてのお問合せ

甘木・朝倉消防本部 総務課

電話番号：0946-23-2751

FAX番号：0946-24-1334



## インターネット公有財産売却の流れ

### 1. 必ず入札に参加申込みをされる前にご確認ください

参加申込みをされる前に、必ずK S I 官公庁オークションの「インターネット公有財産売却公告」および「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン」等で内容をご確認ください。

参加申込みから物件の引渡しまでの条件や各種注意事項を定めています。

- 「インターネット公有財産売却公告」のページ
- 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン」のページ
- 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却落札後の注意事項」のページ

### 2. 売却物件の詳細確認

売却物件の詳細は、K S I 官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページでご確認ください。

### 3. 売却日程の詳細確認

売却日程の詳細は、「インターネット公有財産売却物件・売却日程」のページでご確認ください。

### 4. 入札に関する手続き

1. 入札参加仮申込み : あらかじめ取得している会員識別番号を使用して、申込み期間中にK S I 官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページ上に申込者情報を入力してください。
2. 入札保証金の納付 : 入札参加仮申込みのときに、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が売却物件ごとにあらかじめ定めた入札保証金を納付してください。入札保証金の金額は、予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。入札保証金は、クレジットカードでの納付のみとなります。
3. 入札参加本申込み : 入札参加仮申込み終了後、公有財産売却一般競争入札参加申込書、誓約書及び身分証のコピーを甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。
4. 物件の下見 : ご希望の方は売却物件の下見会にご参加ください。  
下見会日時 令和3年7月26日(金) 10時00分から11時00分  
福岡県朝倉市一木18番地20 甘木・朝倉消防本部
5. 入札 : 入札期間中に、K S I 官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページ上に入札金額を入力（登録）してください。

- ・ 1 から 5 の手続きの詳細及び必要な様式は「インターネット公有財産売却の入札手続き」でご確認ください。

## 5. 落札に関する手続き

1. 落札者の決定 : 入札期間終了後、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合は開札を行い、入札金額が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
2. 契約の締結 : 決定後、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合から落札者に対し、電子メールなどにより契約締結に関する案内をします。あわせて、売買契約書(自動車の場合は自動車売買契約書)を送付しますので、必要事項を記入・押印したのち、印鑑登録証明書と併せて甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。
3. 売却代金の納付 : 契約締結後、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合から納付通知書を送付しますので、納付期限までに指定金融機関で売却代金を納付してください。納付後に、領収書の写しを甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参、郵送またはファックス送信してください。
4. 物件の引渡し : 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が売却代金の納付を確認したときに、所有権は落札者に移転します。甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が指定した場所において、現状のままで物件を引渡します。

- ・ 1 から 4 の手続きの詳細及び必要な様式は「インターネット公有財産売却に伴う落札後の手続き」でご確認ください。

---

このページについてのお問い合わせ

甘木・朝倉消防本部 総務課

電話番号 : 0946-23-2751 FAX番号 : 0946-24-1334

## インターネット公有財産売却の入札手続き

入札参加申込みから入札までの手続きの詳細及び必要な様式は、次の項目ごとにご確認ください。

### 入札参加仮申込み・入札保証金の納付・入札参加本申込み

入札に参加される方は、物件ごとに参加申込みと入札保証金納付の手続きを行ってください。この手続きを完了しないと入札に参加することができませんのでご注意ください。

参加申込みは入札参加仮申込み（以下「仮申込み」という。）と、入札参加本申込み（以下「本申込み」という。）の2つの手続きがあります。仮申込みが終わったら必ず本申込みを行って下さい。仮申込みだけでは入札に参加することができません。

また、仮申込みのときに入札保証金の納付が必要です。入札保証金は、売却物件ごとに予定価格（最低落札価格）の100分10以上の金額となります。

1. 入札参加仮申込み：仮申込み期間中に、K S I 官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページ上に申込者情報を入力し、仮申込みを行ってください。
2. 入札保証金の納付：入札保証金は、クレジットカード納付のみになります。上記の仮申込みを行うときに、入札される方の名義のクレジットカード情報を登録してください。入札保証金は、落札された場合にのみクレジットカードから引き落としますが、落札されなかった場合には引き落としをしません。  
また、落札された方の入札保証金は、そのまま契約保証金に充当されます。詳細は、「インターネット落札に関する手続き」でご確認ください。
3. 入札参加本申込み：仮申込み終了後、公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を本申込み期間中に甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。本申込みの確認が終わったら、申込者には入札参加資格通知を電子メールでお知らせします。

なお、代理人により入札を希望される方は、申込書と別に委任状が必要です。

注意1：売却物件によっては必要に応じて次の添付書類を求める場合があります。詳細は「インターネット公有財産売却公告」でご確認ください。

・個人の場合：身分証明書（公的機関が発行した「運転免許証」、「パスポート」など）のコピー

・法人の場合：登記事項証明書のコピー

注意2：提出された書類は、一切返却いたしません。

注意3：後日、虚偽の申請又は書類であったことが判明した場合は、入札がなかったものとして取り扱います。

## 入札

本申込み後に入札参加資格通知の電子メールが届いた方は、申込みされた物件の入札に参加できます。

入札期間中にK S I官公庁オークションの「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合公有財産売却」のページ上に、入札金額を入力（登録）してください。

なお、K S I官公庁オークションでの入札方法（入札形式）についての詳細は、K S I官公庁オークションの「入札方法（入札形式）」のページでご確認ください。

注意：入札金額の入力（登録）は1回のみです。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

---

このページについてのお問い合わせ

甘木・朝倉消防本部 総務課

電話番号：0946-23-2751 FAX番号：0946-24-1334

## インターネット公有財産売却に伴う落札後の手続き

落札者の決定から物件の引渡しまでの手続きの詳細及び必要な様式は、次の項目ごとにご確認ください。

### 落札者の決定

入札期間終了後に、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合において開札を実施します。

その結果、入札金額が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定します。

落札者には、落札者として決定された旨を電子メールでお知らせします。落札者は「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却落札後の注意事項」の内容をご確認ください。

### 契約の締結

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合から落札者に対して、電子メールなどで契約締結に関する手続きのご案内をします。手続きについては、次のとおりです。

1. 契約書の提出：売買契約書（自動車の場合は自動車売買契約書）を2部送付しますので、必要事項を記入・押印し、印鑑登録証明書と併せて契約の締結期限までに甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。その後、売買契約書は1部を落札者に送付し、1部を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が保管します。

注意1：売却物件によっては身分証明書を提出していただく場合があります。「インターネット公有財産売却公告」のページでご確認ください。

注意2：提出された書類は、一切返却いたしません。

注意3：後日、虚偽又は不正の書類であったことが判明した場合は、入札がなかったものとして取扱います。

2. 契約保証金の納付：契約に際し、契約保証金を納付してください。契約保証金は、売却物件ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額となります。

なお、落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当しますので、契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書を契約書とあわせて提出してください。

3. 売却の決定の取消し：落札者が契約締結期限までに契約をしなかった場合や、公有財産売却の参加仮申し込みの時点で20歳未満の方など、公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定を取り消します。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転せず、落札者が納付した入札保証金は没収します。

なお、没収された契約保証金は損害金として甘木・朝倉広域市町村圏事務組合に帰属し、

落札者へ返還しません。

### 売却代金の納付

売却代金は、落札金額（消費税及び地方消費税相当額並びに自動車リサイクル料金（自動車の売却の場合に限る。）を含めた金額）からすでに納付されている契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

売却代金の納付は、次のどちらかの方法により売却代金納付期限までに手続きを行なってください。また、納付方法を甘木・朝倉消防本部総務課にご連絡ください。

#### ①納付通知書による納付

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合から売却代金を記載した納付通知書を送付しますので、指定金融機関（福岡銀行）で納付の手続きを行なってください。

#### ②銀行口座への振込み

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が指定する銀行口座に売却代金の振込みを行なってください。振込みに伴う手数料は、買受者の負担となります。

※①、②どちらの方法でも、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉消防本部総務課に領収書など、支払いを証明するものの写しを提出（持参、郵送、FAX可）してください。

注意：甘木・朝倉広域市町村圏事務組合は領収書の写しの提出で売却代金の納付を確認します。売却代金納付期限までに売却代金の納付が確認できない場合、落札者が事前に納付された契約保証金を没収します。没収した契約保証金は甘木・朝倉広域市町村圏事務組合に帰属し、落札者へ返還しません。

### 物件の引渡し

物件の引渡しは、自動車と自動車以外の物品では手続きが異なります。次の項目ごとにご確認ください。

### 自動車の場合

1. 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が売却代金の納付を確認したときに、所有権は落札者に移転します。
2. 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合から一時抹消登録証明書等の書類を送付いたします。書類を受け取られたら、公有財産（自動車）移転登録等受領書を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。
3. 物件の引渡しの日時については甘木・朝倉広域市町村圏事務組合と協議、決定します。
4. 引渡しに際し、仮ナンバープレートが必要な場合は、落札者において準備しておいてくだ

さい。(すでに一時抹消手続きを行い、ナンバープレートは返納しています。)

5. 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が指定した場所で物件の引渡しを受けたときに、公有財産受領書を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。

#### 自動車以外の物品の場合

1. 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が売却代金の納付を確認したときに、所有権は落札者に移転します。
2. 物件の引渡しの日時については甘木・朝倉広域市町村圏事務組合と協議、決定します。
3. 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合が指定した場所で引渡しを受けたときに、公有財産受領書を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合甘木・朝倉消防本部総務課へ持参または郵送してください。

#### 引渡しに関する共通注意事項

すべての物件に共通していますので、必ずご確認ください。

注意1 : 引渡しまでの間に組合の責任によらない物件の破損や焼失などが起こった場合、組合に対する代金減免等の請求はできません。

注意2 : 物件の移動は、落札者自身でお願いします。輸送等が必要な場合は落札者で手配し、費用を負担してください。

注意3 : 物件の登録等は落札者自身で行い、費用は落札者が負担してください。

注意4 : 物件は売却時の現状のまま引渡します。引渡し後の不調や故障について一切補償できません。物件に隠れた瑕疵(かし)を発見しても契約代金の減免もしくは損害賠償の請求、契約の解除はできません。

---

このページについてのお問合せ

甘木・朝倉消防本部 総務課

電話番号：0946-23-2751      FAX番号：0946-24-1334